

2024 年度りそな未来奨学生

募集要項

2024 年 4 月

公益財団法人 りそな未来財団

2024 年度りそな未来奨学生 募集要項

1.応募資格

当財団が対象とする高等学校に2024年度に新高校1年生として在学するひとり親世帯または両親のいらっしゃらない世帯の生徒で、勉学意欲があり学資の支弁が困難と認められる生徒とします。

2.給付期間・金額

高等学校1～3年次の3年間、月額20,000円（年額24万円）を奨学金として給付します。奨学金は4、10月（但し、初回振込のみ8月）に6ヶ月分ずつ本人名義の銀行口座に振込みます。

3.採用者数

当財団が対象とする高等学校から推薦を募り、選考の上50名程度を採用します。

4.応募方法と選考スケジュール

① 応募方法：財団ホームページから応募

<https://www.resona-mirai.or.jp/business/scholarship.html>

② 選考スケジュール

選考段階	選考内容	選考時期	結果通知
一次選考	WEB 願書・WEB テスト	5月中旬～5月下旬	5月下旬
二次選考	書類審査	6月上旬～7月中旬	7月下旬

※選考内容・時期は目安となる為、変更となる可能性があります。

【注意事項】

- WEB テストは、オンラインにて実施します。
 - 二次選考の提出書類（成績表、収入に関する書類、推薦書在学証明書等）は、一次選考合格者に案内いたします。
 - 一次選考の結果は、可否に関わらず応募者全員にEメールにて通知いたします。エントリーの際に、常に受信・確認ができるメールアドレスをご登録下さい。
- 財団メールアドレスが、受信できるように設定の変更をお願いします。
- 1、(info@resona-mirai.or.jp)
- 選考結果に関する電話・メール等による問い合わせには、対応出来かねますので予めご了承下さい。

5.今後の予定

2024年 5月17日	一次選考応募締め切り
2024年 7月下旬	採用通知
2024年 8月頃	奨学金振込（初回）
2025年 夏季休暇中	奨学生の集い
2027年 3月	卒業激励会

6.奨学生へのお願い

奨学生に約束していただくことは以下の通りです。

1. 常に向上心をもって励み、他に迷惑をかける行為はしません。
2. 学業・スポーツ・文化活動に勤めます。
3. りそな未来奨学生としての公式行事「奨学生の集い」「卒業激励会」に必ず出席します。

また、年1回の「成績表」の提出（1年次3月と2年次3月）をお願いしています。

なお、休学や長期の欠席等学校生活に変化が生じた際には、必ずりそな未来財団にご報告ください。
詳細は裏面「りそな未来奨学金制度給付規程 抜粋」をご参照ください。

以 上

連絡先：公益財団法人りそな未来財団

〒135-0042 東京都江東区木場 1-5-25

TEL 03-6704-3879

<個人情報の保護について>

りそな未来財団が奨学事業に関して取得する個人情報は、当財団の奨学生選考、奨学事業に関する業務に限定して使用します。また、当財団としては奨学生情報の厳重管理により個人情報の保護には万全を期し、当財団の「個人情報保護方針」に基づき、適正に管理いたします。

りそな未来奨学金制度給付規程 抜粋

第4条【奨学金給付期間】

奨学金給付期間は、高等学校1年次から3年次の3年間とする。

第7条【奨学金の交付】

奨学金は、6ヵ月ごと交付することを常例とする。

第1期 給付日 4月1日（4月から9月分）

※ただし、第1回（高校1年次）給付は8月15日交付

第2期 給付日10月1日（10月から3月分）

第9条【異動届出】

奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、ただちに届け出なければならない。

- (1)休学・復学・海外留学・転学または退学したとき
- (2)停学その他の処分を受けたとき
- (3)本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
- (4)他の奨学金の給付を受けることとなったとき

第10条【奨学金の休止】

奨学生が休学しまたは長期にわたって欠席したとき、また上記の義務を果たさなかったときは、奨学金の交付を休止することがある。

奨学生の学業または素行などの状況により、奨学金の交付を停止することがある。

第11条【奨学金の復活】

前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

第12条【奨学金の廃止】

奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止することがある。

- (1)在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (2)学業成績または素行が不良となったとき
- (3)奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4)前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (5)その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき